

Title	評価規約の規定要因 (2) : 斎藤学説
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Saito theory (2)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2019
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.3 (2019. 8) ,p.31- 54
JaLC DOI	
Abstract	<p>斎藤学説は，企業価値評価に由来する事業資産・金融資産分類と，純利益算出にかかわる配分・評価分類というふたつの資産分類の上に構築されている。そして，そのふたつの資産分類は，いわば等価的同格的な関係にあり，したがって，その各資産分類から独自に評価規約が定められる点に，その特質が認められるのである。そこで，このふたつの資産分類の等価的同格的関係を同位関係とよび，\Leftrightarrowという記号で表現すれば，斎藤学説は，[(事業資産・金融資産分類\rightarrow評価規約)\Leftrightarrow(配分・評価分類\rightarrow評価規約)]とでもシエーマ化できるであろう ([(事業資産・金融資産分類\Leftrightarrow配分・評価分類)\rightarrow評価規約]とシエーマ化することもできよう)。</p> <p>斎藤学説をこのようにシエーマ化すれば，その論点にしても，おのずと，事業資産・金融資産分類の会計への援用可能性，配分・評価分類の妥当性，そして事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との併存可能性という3点に整理できるであろう。</p> <p>まず第1の論点であるが，事業資産・金融資産分類は，企業価値評価にとり便宜な資産分類であるから，会計の計算目的が企業価値評価あるいは企業価値評価にかかわる損益計算(以下では，企業価値差額としての損益計算と言う)にあるのなら，会計に導入することも，当然認められよう。しかし，斎藤学説においても，純利益算出と企業価値評価(企業価値差額としての損益計算)とは峻別されており，その上で，純利益算出が，会計の計算目的とされているのである。そうであれば，事業資産・金融資産分類を会計に援用することなど，そもそも可能なのであろうか。まずもって，そうした疑問が湧出するのである。</p> <p>次に第2の論点であるが，今日，配分・評価分類は，現行会計実践を実質的に規定していると一般にみなされているが，それだけに，逆に，その妥当性については，さしたる議論がなされていない，と言ってもよいのではないだろうか。とかく制度を正当化しがちな会計理論においては，ありがちなことであるが，しかし，それでよいとは思われない。配分・評価分類が本当に理論的に成立し得るのかどうか，白紙に立ち戻り検討することが必要なのではないだろうか。</p> <p>最後に，第3の論点であるが，事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが，等価的同格的な関係にあり，しかも，その計算目的を異にしているとしたら，両分類は，単に混在していることになり，両資産分類を含む斎藤学説は，全体として整合的な理論体系になっていないのではないかと，といった疑問があっても不思議ではない。そこで，この点を検討しなくてはならない。</p> <p>以上を纏めれば，次のようになる。</p> <p>[図表]</p> <p>第1の論点については，本号および次号において取り上げる。この点についても取り上げるべき論点はいくつかあるが，ここでは，次の5点に絞って検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業資産・金融資産の評価規約の，現行会計実践に関する説明可能性 ②企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算との相違に関する認識の欠如 ③損益の質的相違の識別可能性 ④現金項目の位置づけを巡る事業資産・金融資産分類の論理的成立可能性 ⑤事業資産・金融資産分類の，会計への導入の根拠

	このうち，①・②は，評価規約という量的側面に関する問題点，③は，損益の具体的内容の特定という質的側面に関する問題点であり，両者は，現行会計実践の合理的説明にかかわっている。それに対して，④は，会計の視点よりする，事業資産・金融資産分類自体の論理的な成立可能性にかかわっている。 結論的には，事業資産・金融資産分類は，損益計算上の論理的な成立可能性(④の論点)，および現行会計実践の合理的説明可能性(①・②・③の論点)のいずれにおいても，疑問があると筆者は考えている。そうであれば，斎藤学説が事業資産・金融資産分類を会計に導入したことの根拠が，問われなければならない。その点を，⑤において検討する。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20190800-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約の規定要因（2）

— 斎藤学説 —

笠井昭次

<要約>

斎藤学説は、企業価値評価に由来する事業資産・金融資産分類と、純利益算出にかかわる配分・評価分類というふたつの資産分類の上に構築されている。そして、そのふたつの資産分類は、いわば等価的同格的な関係にあり、したがって、その各資産分類から独自に評価規約が定められる点に、その特質が認められるのである。そこで、このふたつの資産分類の等価的同格的関係を同位関係とよび、 \Leftrightarrow という記号で表現すれば、斎藤学説は、 $[(事業資産・金融資産分類 \rightarrow 評価規約) \Leftrightarrow (配分・評価分類 \rightarrow 評価規約)]$ とでもシエマ化できるであろう（ $[(事業資産・金融資産分類 \Leftrightarrow 配分・評価分類) \rightarrow 評価規約]$ とシエマ化することもできよう）。

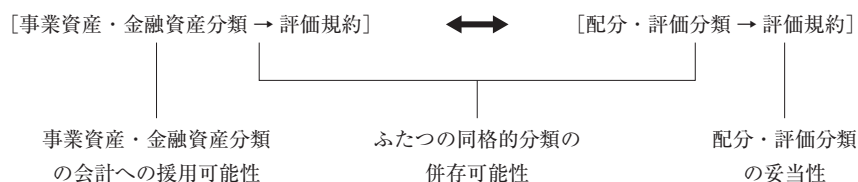
斎藤学説をこのようにシエマ化すれば、その論点にしても、おのずと、事業資産・金融資産分類の会計への援用可能性、配分・評価分類の妥当性、そして事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との併存可能性という3点に整理できるであろう。

まず第1の論点であるが、事業資産・金融資産分類は、企業価値評価にとり便宜な資産分類であるから、会計の計算目的が企業価値評価あるいは企業価値評価にかかわる損益計算（以下では、企業価値差額としての損益計算と言う）にあるのなら、会計に導入することも、当然認められよう。しかし、斎藤学説においても、純利益算出と企業価値評価（企業価値差額としての損益計算）とは峻別されており、その上で、純利益算出が、会計の計算目的とされているのである。そうであれば、事業資産・金融資産分類を会計に援用することなど、そもそも可能なのであろうか。まずもって、そうした疑問が湧出するのである。

次に第2の論点であるが、今日、配分・評価分類は、現行会計実践を実質的に規定していると一般にみなされているが、それだけに、逆に、その妥当性については、さしたる議論がなされていない、と言ってもよいのではないだろうか。とかく制度を正当化しがちな会計理論においては、ありがちなことであるが、しかし、それでよいとは思われない。配分・評価分類が本当に理論的に成立し得るのかどうか、白紙に立ち戻り検討することが必要なのではないだろうか。

最後に、第3の論点であるが、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが、等価的同格的な関係にあり、しかも、その計算目的を異にしているとしたら、両分類は、単に混在していることになり、両資産分類を含む斎藤学説は、全体として整合的な理論体系になっていないのではないか、といった疑問があっても不思議ではない。そこで、この点を検討しなくてはならない。

以上を纏めれば、次のようになる。



第1の論点については、本号および次号において取り上げる。この点についても取り上げるべき論点が多いが、ここでは、次の5点に絞って検討する。

- ①事業資産・金融資産の評価規約の、現行会計実践に関する説明可能性
- ②企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算との相違に関する認識の欠如
- ③損益の質的相違の識別可能性
- ④現金項目の位置づけを巡る事業資産・金融資産分類の論理的成立可能性
- ⑤事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠

このうち、①・②は、評価規約という量的側面に関する問題点、③は、損益の具体的内容の特定という質的側面に関する問題点であり、両者は、現行会計実践の合理的説明にかかわっている。それに対して、④は、会計の視点よりする、事業資産・金融資産分類自体の論理的な成立可能性にかかわっている。

結論的には、事業資産・金融資産分類は、損益計算上の論理的な成立可能性（④の論点）、および現行会計実践の合理的説明可能性（①・②・③の論点）のいずれにおいても、疑問があると筆者は考えている。そうであれば、斎藤学説が事業資産・金融資産分類を会計に導入したことの根拠が、問われなければならない。その点を、⑤において検討する。

<キーワード>

企業価値評価、企業価値差額としての損益計算、投下資本回収計算としての損益計算、会計的損益計算、事業資産に関する「取得時の売却時価」による評価、「事前計算＝企業価値差額としての損益計算」の体系、「事後計算＝企業価値差額としての損益計算」の体系、「事後計算＝会計的損益計算」の体系

II 事業資産・金融資産分類の、会計への援用可能性

(1) 論点の整理

事業資産・金融資産分類の評価規約については、I（2）において概観したとおりであるが、その主張には、会計実践における処理規約の合理的説明可能性という視点からすれば、きわめて問題がある。

そこで、次に、その理論的問題点を検討しなくてはならないが、ここでは、5点の問題点を指摘しておこう。まず、①事業資産・金融資産分類から導出された評価規約が、現行会計実践を合理的に説明しているかどうかを俎上に載せることにしたい。すなわち、事業資産・金融資産分類

は、本来、企業価値評価にかかわる資産分類であるのに、投下資本回収計算という損益計算を遂行するものとしての会計にかかわる評価規約を合理的に説明することなど、そもそも可能なのであろうか。そうした疑問が湧出するのであるが、結論的には、斎藤学説によって、合理的説明がなされたとは思われない。したがって、その点を、（２）で検討しなければならない。

このように、斎藤学説においては、事業資産・金融資産分類から導出された評価規約と現行会計実践における評価規約とに齟齬があるとしたら、そうした齟齬が生じたことの原因が、問われなければならない。結論的には、事業資産・金融資産分類と現行会計実践とでは、その計算目的に根本的に相違があるのであるが、それにもかかわらず、その点が考慮されていない、ということが指摘されなければならない。

すなわち、事業資産・金融資産分類が企業価値評価に由来しているとしたら、その事業資産・金融資産分類を導入した計算体系は、企業価値評価の発想に規定されたものにならざるを得ないであろう。その場合、現行会計は、複式簿記機構によって支えられているが、その複式簿記機構から導出される基本的財務諸表は、言うまでもなく、貸借対照表および損益計算書に他ならない。そして、その損益計算書では、何らかの損益計算が遂行されているはずである。

そうであれば、企業価値評価の発想に規定された計算体系というのは、企業価値評価に規定された損益計算（以下では、「企業価値差額としての損益計算」と言う）を含意していることになろう。したがって、事業資産・金融資産分類を取入れた計算体系の計算目的は、「企業価値差額としての損益計算」ということになるはずなのではないだろうか。それに対して、現行会計実践を説明する理論体系の計算目的は、「投下資本回収計算としての損益計算」（以下では、「会計的損益計算」と言う）でなくてはならないであろう。

このように、事業資産・金融資産分類と現行会計実践とには、その計算目的が、企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算という相違があるのであるが、評価規約に関する上記の①で指摘したような齟齬は、事業資産・金融資産分類と現行会計実践との基底にある、そうした計算目的の相違に起因していると筆者は理解している。

もっとも、事業資産・金融資産分類を会計に導入するにさいして、事業資産・金融資産分類と会計との異質性それ自体は、斎藤学説においても、つとに認識されていたと言ってよい。しかしながら、その相違の認識は、前者の事前計算性と後者の事後計算性といった側面にとどまっておらず、企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算との相違といった、計算目的それ自体の対立という点にまでは至っていなかったようである。したがって、計算目的上の相違、つまり、事業資産・金融資産分類に関する企業価値差額としての損益計算と、現行会計実践に関する会計的損益計算との関係の本質といったことは、ほとんど意識されていなかったように思われるのである。

そのために、事前計算を事後計算化しさえすれば、企業価値差額としての損益計算は、いわば自動的に会計的損益計算に転換できる、とみなされてしまっているのではないだろうか。

しかしながら、企業価値差額としての損益計算と、会計的損益計算とは、根本的に異質な損益計算であり、したがって、単なる事前計算の事後計算への転換によって解決できる類いの問題で

はない。むしろ、計算目的が異なっているいじょう、企業価値差額としての損益計算にかかわる事業資産・金融資産分類は、投下資本回収計算としての会計には導入できない、といった結論までも想定すべきだったのではないだろうか。しかるに、その点の認識が、斎藤学説には、欠如していたように筆者には思われるのである。

ところで、既にふれたように、評価規約が具体的に運用されるのは、複式簿記機構においてである。そして、その複式簿記機構においては、仕訳等を用いて、いわばオペレイショナルに、利益額が算出される。したがって、事業資産・金融資産の個々の評価規約に関して①で指摘された理論的問題点、ひいては、上記のような計算目的の齟齬は、複式簿記機構のなかに端的に顕現化しているはずなのである。そうであれば、事業資産・金融資産分類の評価規約によって現行の複式簿記の全体が合理的に説明されるかどうかを検討すれば、計算目的上の齟齬が明らかになることも、期待できよう。

そこで、(3)において、斎藤学説における②企業価値差額としての損益計算と、会計的損益計算との相違について、事業資産の評価規約に焦点を当てながら、複式簿記上の仕訳を用いて探求することとしたい。

次に、③事業資産・金融資産分類に基づいて損益の質的相違が合理的に説明できるのかどうか、ということが問われなければならない。すなわち、会計においては、損益の質的性質が特定されなければならないが（例えば、製品等については、売却損益が生ずること、貸付金については受取利息が生ずること等々）、もっぱら企業価値（株価）という量的側面だけにしか関心を抱いていないように思われる事業資産・金融資産分類によって、会計においては重視される損益の性質の相違を識別できるのであろうか。筆者はその点について疑念を抱いているので、この点を、(4)で検討することとしたい。

さらに、事業資産・金融資産分類それ自体の問題としては、④現金項目の位置づけ（キャッシュ概念の意義）を組上に載せなければならない。すなわち、事業資産・金融資産分類においては、一方、その金融資産概念には、それ自体として損益を産むもの（現金項目以外の金融資産）と、それ自体としては損益を産まない現金項目とが含まれている。他方、事業資産と金融資産とが直截的に対峙させられているが、金融資産のうちの損益を産む項目（現金項目以外の金融資産）と事業資産とには、損益を産むという共通性があるはずである。しかるに、そうした共通性は、まったく無視されてしまっており、この資産分類には、何ら反映されていないのである。

これらのことは、損益計算を計算目的とする資産分類として、妥当なのであろうか。そうした素朴な疑問が湧出するのである。しかし、この点については、斎藤学説では、何も説明されていないのである。そこで、(5)において、この点に関する私見を述べることにしたい。

事業資産・金融資産分類を会計に導入した場合、以上のように、現行会計実践に関する説明可能性（①・②・③の論点）、およびその分類自体の論理的成立可能性（④の論点）につき、重大な理論的疑義が存在しているのである。そうであれば、どうして、事業資産・金融資産分類を会計に導入したのか、ということが問われなければならない。そこで、最後に、⑤事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠の問題を（6）で検討することにしよう。

事業資産・金融資産分類の、会計への援用可能性については、取上げるべき論点は多いが、ここでは、以上の5点に絞って検討することとしたい。

- ①事業資産・金融資産の評価規約の、現行会計実践に関する説明可能性
- ②企業価値差額としての損益計算と会計的損益計算との相違に関する認識の欠如
- ③損益の質的相違の識別可能性
- ④現金項目の位置づけを巡る事業資産・金融資産分類の論理的成立可能性
- ⑤事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠

なお、このうち、③および④は、価値生産活動に関する資本循環シェーマ [G—W—G'] に深くかかわっている。このシェーマに対しては、斎藤学説と同様に、主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産分類を重視する大日方学説が、難解な批判を加えているが、それに対する筆者の見解は、笠井 [2010a] 第2章2を参照されたい。

（2）事業資産・金融資産の評価規約の、現行会計実践についての説明可能性に関する疑問

（i）金融資産の時価評価の問題点

まず金融資産は、時価で評価され、その時価差額が損益として計上されるのであるが、その論拠としては、「将来の期待収入が現在の時価で取引される金融市場では、市場価格が期待と事実を同時に表わしている」（斎藤 [1999] 51ページ）ということが挙げられている。すなわち、既に、I（2）（ii）でふれたように、主観のれんがない金融資産については、その企業価値を示す等式 [割引現在価値 = 時価]（これが、会計上の純利益算出にかかわる等式ではなく、企業価値にかかわる等式であることに、くれぐれも留意すべきである）において、将来のキャッシュインフローと現在のキャッシュインフローとが等価になっているが、そのことは、その時価において、将来のキャッシュインフローと現在のキャッシュインフローとが結びついていることを含意している。つまり、主観のれんのない金融資産の時価については、将来のキャッシュインフロー（期待値）が、現在の数値（事実）になっているのであるから、I（1）（ii）でふれたように、現在の事実の記録といういわば会計の要件を充足しているわけである。このことから、金融資産の会計上の評価規約は時価である、という結論を斎藤学説は導出するようである。

しかしながら、[割引現在価値 = 時価] という企業価値にかかわる関係式に基づいて、本当に、金融資産の会計上の評価規約を定めることができるのであろうか。その点については、次のようなふたつの疑問を筆者は抱いている。

まず第1は、仮に斎藤学説の主張するように、金融資産の時価が、期待のみならず、事実をも含意している（つまり、金融資産の時価が、事後の事実化している）としても、⁴⁾ 金融資産の会計上

4) 本文では、事業資産・金融資産分類に基づく評価規約が、現行会計実践を合理的に説明しているかどうかの検討に焦点を当てたので、金融商品の時価評価が事後計算化されていることを前提として論を進めたのであった。しかしながら、金融商品の時価評価が事後計算化されている、とする斎藤学説の主張にも、問題な

の評価を時価とみなすことは、論理的に不可能であるように筆者には思われるのである。なぜなら、その時価で測れるのは、[割引現在価値=時価]という企業価値評価にかかわる定式化に依拠するかぎり、企業価値額なのではないかと思われるからである。つまり、企業価値額が、将来の期待値であるにとどまらず、現在の事実化している、というだけのことにはすぎないのではないだろうか。もっとも、もともと将来の期待値にかかわっている企業価値について、現在の事実化しているということが、どれほどの意味をもつのかは不明であるにしても、会計の目的が企業価値差額としての損益計算にあるのなら、現在の事実化した企業価値額が時価によって表現されているのであるから、そのかぎり、事後計算としての会計において、金融資産の時価評価は、有意義であるということになろう。

しかし、斎藤学説においては、I(1)(i)でふれたように、純利益計算と企業価値評価とは峻別されており、そのことを前提にして、会計の目的は、企業価値差額としての損益計算ではなく、投下資本回収計算という会計上の純利益算出にあるとみなされているのである。そうであれば、[割引現在価値=時価]が、もっぱら企業価値評価にかかわっており、いかなる意味でも投下資本回収計算という会計上の純利益に関する関係を示すものではないいじょう、この[割引現在価値=時価]に依拠して、金融資産の会計上の評価規約が、時価であるとは言えないのではないだろうか。会計の計算目的が投下資本回収計算としての損益計算にあるとみるかぎり、[割引現在価値=時価]という企業価値評価にかかわる関係式から、金融資産の会計上の評価規約を導出することは、論理的に不可能であるように筆者には思われるのである。

事業資産・金融資産分類は、会計の計算目的が、企業価値差額としての損益計算にあるときのみ、会計にとり有効なのである。

そして第2に、いま仮に第1の点はさて措いたとして、斎藤学説が主張するように、金融資産が時価評価されるとしても（事業資産・金融資産分類の論理から、会計において、金融資産の時価評価が導出されるとしても）、現行の会計実践においては、金融資産は、保有目的によって評価規約

としないのである。

すなわち、斎藤学説によれば、金融資産の時価は、「期待と事実とを同時に表わしている」と断定されているが、時価が事実を表現している、というのはどういうことなのであろうか。それが、「時価額分だけのキャッシュを獲得した」、つまり、「損益を生む資産に何時でも投下し得るものとしての資金が、時価額分だけある」ということを含意しているのであれば、そうした主張は、妥当ではないと言わざるを得ない。金融資産をその期末時価で評価するということは、期末に保有しているからに他ならない（期末時点で手放しているのであれば、評価替えということは、生じない）。そのように、期末時に保有している場合、時価評価額が、その額だけのキャッシュフローの獲得を意味している、と言ってしまってもよいのであろうか。投下資本回収計算という会計上の損益計算の視点からすれば、その時価で金融資産を手放した企業（したがって、期末時点で保有していない企業）のみが、時価額だけのキャッシュインフローを獲得できたのではないだろうか。つまり、「将来のキャッシュインフローと現在のキャッシュインフローとが等価になっている」、したがって、「将来キャッシュインフローが、事後の事実化している」と言えるのではないだろうか。期末時点で保有している企業にとっては、その期末時価で、「売却」できる（期末時価額だけのキャッシュインフローを獲得できる）、という保証などあり得ない。時価が絶えず変動していることを勘案するならば、実際の売却時価（実際に獲得できる資金）は、期末時価と異なっているのが、普通であろう。

以上のように考えれば、期末時価が、将来の期待のみならず、その額だけのキャッシュ（自由に投下し得る資金）の獲得という意味での現在の事実を表現しているとは、言えないはずなのである。

が規定されており、したがって、売買目的有価証券は時価で、満期保有目的有価証券はいわゆる償却原価で評価されている。いま金融資産をこのふたつに限定したとしても、売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とを括る評価概念は、時価ではあり得ない（今日、売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とを括る上位概念については、斎藤学説を含め、まったく提示されていない）。そうであれば、仮に斎藤学説において、金融資産の時価評価が論理整合的に導出されたとしても、現行会計実践に関する金融資産の評価規約を合理的に説明したとは言えないことになろう。

つまり、事業資産・金融資産分類（のうちの金融資産カテゴリー）は、理論的には、現行会計実践における評価規約を合理的に説明し得る概念ではないということになろう。

以上の2点を考えると、投下資本回収計算という損益計算をその計算目的とする会計、および事後の事実を記録するものとしての会計において、金融資産の評価規約を時価とする論拠は、斎藤学説によっては提示されていないように筆者には思われるのである。

そうであれば、投下資本回収計算という会計的損益計算を計算目的とする会計に、企業価値差額という損益計算にかかわる事業資産・金融資産分類、あるいはその金融資産の概念を援用することは、理論的に不可能なのではないだろうか。

（ii）事業資産の評価の問題点

次に事業資産の取得原価評価であるが、この点については、既に、斎藤学説の評価規約の概要において、その問題点を指摘しておいた。すなわち、事業資産の取得原価（キャッシュアウトフロー）評価は、事業資産・金融資産分類における資産概念一般のキャッシュインフロー性に抵触していること、および、取得原価評価は、配分・評価分類における配分資産の原価＝実現原則の系譜に属しており、事業資産・金融資産分類から演繹できる評価概念ではないこと、というふたつの理由から、理論的に否定されるべきであると筆者は考えたのである。そして、事業資産・金融資産分類の発想および会計の事後計算性からすれば、事業資産は、取得時の売却時価（＝割引現在価値－主観のれん）で評価され、主観のれんの額が確定性・確実性を帯びる実現時点までは、その数値が引き継がれるべきである、という筆者の結論を提示しておいた。

しかし、それは、事業資産・金融資産分類の発想からすれば、そのような評価規約になる、というだけのことであり、そうした評価規約の、現行会計実践に関する説明理論としての妥当性を意味するものでは、まったくない。そうした評価規約も、結論的には、現行会計の説明理論としては成立しないと筆者は考えている。その理由としては、まず第1に、取得時の売却時価という評価規約が、企業価値評価にかかわる「割引現在価値＝時価＋主観のれん」という算式の変形により導出されたものであるから、事後計算化された企業価値を含意している、ということが指摘されなければならない。つまり、取得時の売却時価によって測れるのは、投下資本回収計算という会計上の損益計算に関する事業資産の評価額ではなく、あくまで、確定性・確実性のある企業価値額（あるいは、期待値を除いた企業価値額）にすぎないのではないだろうか。そうした概念の有意味性は不明であるが、会計の計算目的が企業価値差額としての損益計算にあるのなら、その

かぎりにおいて、事業資産の取得時の売却時価という評価規約は、意味をもつことになろう。しかし、会計の計算目的が投下資本回収計算としての損益計算にあるかぎり、そうした事業資産の評価には意味がない、ということになろう。これは、金融資産の時価評価に関して第1の疑問点として述べたこととまったく同じ論理に他ならない。

そして第2は、今日の会計実践においては、事業資産に属する製品等の棚卸資産・設備資産というのは、取得原価で評価されているので、これを合理的に説明できないことである。もちろん、今日の会計実践における製品等の取得原価評価が誤りであることもあり得るが、そうした批判は、今日のところ、一般的にもまた斎藤学説によっても、なされていない。したがって、製品等の取得原価には、合理性があるとみなして、議論を進めてよいであろう。その場合には、斎藤学説における事業資産の評価規約が、論理的には、取得時の売却時価でなければならないとしたら、それは、現行会計実践を合理的に説明していないと言わざるを得ないであろう。

以上の検討結果によれば、事業資産・金融資産分類に依拠したとしても、一方、金融資産について、その会計上の評価額を時価とすることは、事業資産・金融資産分類の発想から論理的に演繹できないし、現行会計実践を合理的に説明することもできないということになろう。他方、事業資産にしても、もし斎藤学説の主張するように取得原価評価なら、事業資産・金融資産分類の発想から演繹できないことになるし、そうかと言って筆者が想定したように取得時の時価評価なら、今度は現行会計実践（の取得原価評価）を説明していないということになろう。

そのかぎりでは、事業資産・金融資産分類の会計への導入に疑問符が付くのである。

もっとも、このうち、金融資産一般の時価評価は、前述のように、現行会計実践において認められている評価規約ではない。金融資産の下位カテゴリーにおいて、売買目的有価証券は、たしかに時価評価であるが、満期保有目的有価証券については、償却原価で評価されている。したがって、売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とを統括する金融資産の評価原則が、時価であるとは考えられない。つまり、もともと、金融資産自体の時価評価と、現行会計実践における保有目的に基づく評価規約とは、整合性が欠けているのである。このように、金融資産一般の時価評価は、説明理論としては、その理論的妥当性に疑念があり、したがって、「一般性はないが、原理的には妥当だ」などといった強弁は、本来、理論的には、なされるべきではなかったと言ってよいであろう。したがって、金融資産の時価評価が否定されたとしても、いわば当然のことであり、説明理論としての会計理論にとり、格別に問題はない。

しかしながら、他方の事業資産の取得原価評価の説明不可能性という点は、会計に深刻な問題を惹き起こす。なぜなら、現行会計実践における（いわゆる費用性資産に相当する）事業資産の取得原価評価については、上述のように、今日、特に異論が唱えられていないからである。それなのに、事業資産概念から演繹できる評価規約が、取得原価ではなく、取得時の売却時価（＝割引現在価値－主観のれん）であるとすれば、事業資産・金融資産分類に依拠した評価規約の、現行会計実践に関する説明可能性が否定されてしまうことになろう。

そこで、そうした説明可能性が否定されたことの原因であるが、その点については、既にふれ

たように、事業資産・金融資産分類と会計とにおける計算目的の亀裂に着目しなければならないと筆者は考えている。すなわち、事業資産・金融資産分類にしても、会計を説明するための用具として導入されたものであるが、その会計の役割は、損益計算の遂行にある。しかし、事業資産・金融資産分類がそもそも企業価値評価に由来しているとしたら、事業資産・金融資産分類に期待できるのは企業価値にかかわる損益計算ということになろう。それに対して、現行会計実践を規定しているのは会計的損益計算に他ならない。したがって、事業資産・金融資産分類を会計に導入しようとするならば、事業資産・金融資産分類と会計とに存在する種々の相違を考慮して、その導入の可能性を探らなければならないと思われるが、その点、斎藤学説においては、既にふれたように、事前計算の事後計算への転換という調整は、考慮されていたが、計算目的における企業価値にかかわる損益計算と会計的損益計算との相違ということは、まったく意識されていなかったと言ってよいのである。そのために、ここに至って、事業資産・金融資産分類に関する企業価値にかかわる損益計算と現行会計実践に関する会計的損益計算との断絶が、事業資産・金融資産分類の評価規約と現行会計実践の評価規約との齟齬をもたらしてしまったのである。

そこで、次の（３）において、（事業資産・金融資産分類に関する）企業価値にかかわる損益計算と（現行会計実践に関する）会計的損益計算との断絶をもたらした経緯を取上げ、斎藤学説における、計算目的上の相違に関する問題意識の欠落の問題を検討することとしたい。この点は、事業資産の評価規約において端的に顕現化しているもので、ここでは、もっぱら事業資産の評価規約を取上げることにする。

（３）計算目的の相違についての問題意識の欠如に関する疑問

以上の（２）においては、事業資産・金融資産の個々の評価規約を取上げ、それが現行会計実践を合理的に説明しているかどうかを理念的に検討したのであるが、そこでの結論は、計算目的の齟齬により、事業資産・金融資産の個々の評価規約は、現行会計実践を合理的に説明していないというものであった。

ところで、この会計実践というのは、複式簿記機構によって形成されているので、上記のような計算目的の齟齬ということも、複式簿記機構に具体的に反映されているはずである。しかも、複式簿記機構というのは、いわばオペレイショナルな用具に他ならないので、理解し易い形で顕現化していることが期待できよう。そこで、この複式簿記機構を利用することによって、計算目的の齟齬の問題点を再考することとしたい。ただし、ここでは、上記のように、この問題点が浮き彫りになっている事業資産の評価規約に焦点を絞って検討することとしたい。

そこで、まず（i）において、計算目的の相違に関する筆者の問題意識をもう少し掘り下げておこう。そして、ここで議論する枠組について（ii）でふれたうえで、それに準拠して、（iii）以下において、具体的に検討することとしたい。

（i）損益計算の転換という問題意識の必要性

斎藤学説では、企業価値評価に由来する事業資産・金融資産分類が、会計に導入されているが、

その企業価値評価というのは、将来獲得されるキャッシュフローの期待に基づく事前計算の概念である。それに対して、会計というのは事後計算である。したがって、会計を論じようとする斎藤学説にしても、事前計算を事後計算に転換するという問題意識は、たしかに存在していた。もっとも、そのことを逆に言えば、そうした問題意識しか存在していなかったということになる。

それはともかく、会計という事後計算は、他方で、あくまで、損益計算にかかわっているのであるから、会計に導入した事業資産・金融資産分類にしても、損益計算を意識せざるを得なかったはずである。つまり、その損益計算の具体的内容は、企業価値評価にかかわる損益計算とでも言えるのではないだろうか。したがって、どこかで、企業価値評価にかかわる損益計算から会計上の損益計算への転換を図らなければならなかったのではないだろうか。

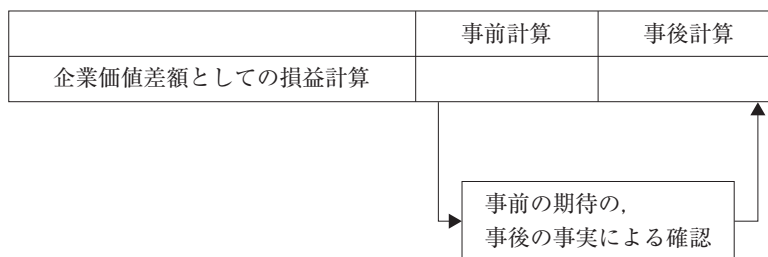
すなわち、一口に損益計算と言っても多様であり、企業価値評価にかかわる損益計算もあれば、会計上の損益計算もある。ここに、前者の企業価値評価にかかわる損益計算とは、1時点の企業価値額を算出したうえで、その2時点間の差額をもって利益とみる損益計算に他ならない。ここでは、これを、企業価値差額としての損益計算とよんでおこう。他方、後者の会計上の損益計算とは、会計責任概念に規定された、いわゆる投下資本回収計算としての損益計算であり、それは、企業価値差額としての損益計算とは基本的に異なっている。斎藤学説が会計という場合にも、最終的には、この投下資本回収計算としての損益計算（いわゆる純利益の算出）が含意されているようである。

以上のように、会計が会計的損益計算を遂行するという前提のもとでは、素性的には企業価値差額としての損益計算にかかわる事業資産・金融資産分類を会計に導入しようとするかぎり、本来、事前計算から事後計算への転換のみならず、企業価値差額としての損益計算から会計的損益計算への転換ということをも、どこかで俎上に載せなければならないのではないだろうか。それにもかかわらず、斎藤学説には、この転換についての問題意識が、きわめて稀薄であるように思われる。このことが、斎藤学説の理論的混乱に、拍車をかけたと言ってもよいであろう。

斎藤学説において、[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]と[事後計算＝会計的損益計算]というふたつの体系が想定されているのなら、事前計算から事後計算への転換のみならず、企業価値差額としての損益計算から会計的損益計算への転換もまた、必要になるのではないだろうか。

それなのに、もし事前計算から事後計算への転換だけでよいとしたら、会計は、[事後計算＝会計的損益計算]ではなく、[事後計算＝企業価値差額としての損益計算]という計算体系でなければならないであろう。その場合には、[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]と[事後計算＝企業価値差額としての損益計算]との関係は、次のようなものになり、たしかに、事前計算を事後計算に転換しさえすれば、会計になると言ってよいであろう。

<図表13>



しかしながら、こうした関係は、齋藤学説には妥当しない。なぜなら、齋藤学説においては、純利益算出と企業価値評価（企業価値差額としての損益計算）とは峻別されており、会計は、そのうちの企業価値評価（企業価値差額としての損益計算）ではなく、純利益算出（つまり、会計的損益計算）の遂行という役割を与えられているのである。したがって、事後計算としての会計が遂行する計算目的は、企業価値差額としての損益計算ではなく、純利益算出（つまり、会計的損益計算）でなければならない。つまり、会計にかかわる計算体系は、[事後計算＝会計的損益計算]と定式化されなければならないのである。したがって、事前計算から事後計算への転換のみならず、企業価値差額としての損益計算から会計的損益計算への転換もまた、論理的に不可欠なのである。

以上のように、ふたつの転換が必要であるとすると、今度は、齋藤学説において想定されているような[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]と[事後計算＝会計的損益計算]というふたつの計算体系を想定するだけでよいのか、つまり、[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]という体系から[事後計算＝会計的損益計算]という体系が直截的に導出できるのか、という疑問が生ずる。

その点については、結論的には、次のようなプロセスが、想定されなければならないと筆者は考えている。すなわち、[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]から出発するとしても、まずもって企業価値差額としての損益計算を前提にしつつ、その事前計算から事後計算への転換が想定されなければならない（[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]→[事後計算＝企業価値差額としての損益計算]）。次いで、その事後計算の枠内において、企業価値差額としての損益計算が会計的損益計算に転換されることによって（[事後計算＝企業価値差額としての損益計算]→[事後計算＝会計的損益計算]）初めて、会計[事後計算＝会計的損益計算]に行き着くのである。したがって、そこでは、[事前計算＝企業価値差額としての損益計算]、[事後計算＝企業価値差額としての損益計算]、そして[事後計算＝会計的損益計算]というみっつの体系が想定されなければならないのである。

以上のように考えれば、事前計算から事後計算への転換と、企業価値差額としての損益計算体系から会計的損益計算体系への転換とは、明確に峻別されなければならないということが理解できよう。このように、企業価値差額としての損益計算の体系から会計的損益計算の体系への転換（計算目的上の転換）という問題意識をもつことの重要性には、くれぐれも留意すべきである。

以上のような問題意識のもとに、複式簿記機構を用いて、事業資産に属する製品・機械等の評価規約を再度検討することとしたい。(ii)では、改めて、上記のような問題意識のもとに議論するための枠組を整理する。それに従って、[事前計算=企業価値差額としての損益計算]の体系、[事後計算=企業価値差額としての損益計算]の体系、そして[事後計算=会計的損益計算]の体系の三者について、複式簿記機構におけるその具体的な処理形態を、それぞれ(iii)(iv)(v)において順次検討しよう。

(ii) 議論の枠組に関する整理

そこで、まず斎藤学説の立論の基礎をなしている[事前計算=企業価値差額としての損益計算]の体系の具体的内容を定式化しておこう。この理論体系では、言うまでもなく、①主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産という資産分類が導入されている。したがって、一方、その評価に関しては、②主観のれんが存在する事業資産は、[割引現在価値=時価+主観のれん]という関係式が成立するので、その企業価値は、時価額に主観のれん額を加えた割引現在価値額で評価される。それに対して、主観のれんがない金融資産は[割引現在価値=時価]という関係式が成立するので、その企業価値は、時価額で評価されることになる。他方、③その損益計算は、企業価値差額としての利益を計算するという性格を帯びることになる。割引現在価値額というのは、当該資産の将来期待されるキャッシュフロー額を予測し、それを何らかの利子率で割引いた額であるから、事前計算の概念たり得る。これら①・②・③から構成されている[事前計算=企業価値差額としての損益計算]の体系を、ここでは、Xとしておこう。

斎藤学説では、[事前計算=企業価値差額としての損益計算]と[事後計算=会計的損益計算]というふたつの体系しか想定されていないようなので、次に、[事後計算=会計的損益計算]を取上げよう。これは、現行会計実践を説明する理論体系であるが、斎藤学説では、実質的には、保有目的に従って、金融資産のうち、売買目的有価証券は時価で、満期保有目的有価証券は償却原価で評価されており、かつ満期保有目的有価証券は、機械・商品等と同じ資産カテゴリーとされているので、この段階では、既に、事業資産・金融資産分類ではなく、⁵⁾配分・評価分類に依拠しているのかもしれない。この配分・評価分類にも、問題がなくはないが、ここで取上げる製品・機械等のいわゆる費用性資産についての取得原価評価に関しては問題がないと考えてよいので、ここでは、[事後計算=会計的損益計算]という理論体系においては、④配分・評価分類が採用されているとしておこう。そして、評価規約に関しては、⑤評価資産は時価で評価されるのに対し、配分資産には、原価=実現原則の枠組が妥当することになり、取得原価で評価されるということになる。他方、損益の認識原則については、⑥売買目的有価証券および満期保有目的

5) 配分・評価分類に関しては、今日、一般的には、図表9に示したように、満期保有目的有価証券の償却原価が、配分資産に含まれているが、そうした理解には、後に詳しく検討するように、理論的に問題がある。したがって、配分資産概念、ひいては配分・評価分類は、理論的に成立しない可能性がある。

しかし、配分資産に属する製品・機械等のいわゆる費用性資産の取得原価評価およびその配分という考え方は、理論的に成立すると筆者は考えている。本文で取扱うのは、当面、製品・機械等の取得原価評価であるから、ここでは、暫定的に、現行会計においては、配分・評価分類が採用されているとみなしておこう。

有価証券の損益についてもキャッシュフローを意味するものとみなされ、製品等の販売損益の認識にかかわる実現概念が適用されるのである。つまり、製品等の損益も売買目的有価証券および満期保有目的有価証券の損益も、共にキャッシュフロー（現金および現金等価物）の取得を意味するものとしての実現概念によって認識されるというのである（したがって、共に実現利益なのである）。これら④・⑤・⑥が、現行会計実践を説明するものとしての「事後計算＝会計的損益計算」という理論体系の構成要素であるが、これを、ここでは、Zとよんでおこう。

このXとZとは、本質的にみて、どのような関係にあるのか、というのがここでの問題であるが、Zにおいては、製品等が取得原価で測定されているいじょう、貸借対照表における売買目的有価証券の時価額・満期保有目的有価証券の償却原価額と製品等の取得原価額との加算額は、いかなる意味でも、企業価値を意味するものではあり得ない。したがって、その借方総額から貸方総額を差引いた貸借差額も、いかなる意味でも企業価値額ではなく、何らかの純財産額を意味するものでしかない。そうであれば、損益計算書における損益計算にしても、とうてい、企業価値差額としての損益計算ではなく、何らかの純財産差額としての損益計算にすぎない。かくして、XとZとは、事前計算と事後計算との相違のみならず、企業価値差額としての損益計算と純財産差額としての損益計算という、計算目的上の根本的な相違も存在するのである。

そのように考えれば、X「事前計算＝企業価値差額としての損益計算」の体系からZ「事後計算＝会計的損益計算」の体系への道程は、けっして直截的ではなく、その中間に、「事後計算＝企業価値差額としての損益計算」といった体系が想定されなければならないが、これを、ここではYとよんでおこう。したがって、このYという体系を媒介として、事前計算から事後計算への転換（X→Y）と、企業価値差額としての損益計算の体系から純財産差額としての損益計算の体系への転換（Y→Z）というふたつの転換が想定されることになる。

これを図示すれば、次のようになろう。

<図表14>

	事前計算	事後計算
企業価値差額としての損益計算の体系	X	Y
純財産差額としての損益計算の体系		Z

この見方によれば、XからZへと至るプロセスには、Yという体系が介在していることになる。したがって、あくまで企業価値の視点にたつて、事前計算から事後計算に改変しようとするかぎり、Xという体系から論理的に導出され得るのは、Yであって、Zではないということになる。つまり、X（およびY）とZとは、損益計算に関する素性の異なる体系として、論理的には断絶している可能性がある。

そこで、具体的な事例により、[X→Y→Z] という道程を描いてみることにする。

まず [X→Y] という道程につき、具体的な複式簿記機構によって描くことにする。

(iii) 企業価値評価に基づく事前計算の体系 (X)

いま第 I 期首 (t_0) の貸借対照表には、現金100と借入金30とが計上されていたとする。第 I 期末 (t_1) において、時価100の商品を購入したが、その商品については、翌期末の期待キャッシュフローが126であり、その現在割引価値が120 (割引率5%) であったとしよう。その場合、 t_1 時点における仕訳は、[(借) 商品120, (貸) 現金 100, 期待のれん20] となるが、その期待のれんは、企業価値評価に関する損益計算を事前計算として行なうさいには、損益計算書項目とみてよいであろう。⁶⁾ したがって、次のようになる。

<図表15>

[企業価値評価に基づく事前計算の体系 (X)]			
(第 I 期首)		(第 I 期末)	
貸借対照表 (t_0)		貸借対照表 (t_1)	
現金	100	借入金	30
商品	120	借入金	30
損益計算書 (t_1)			
			期待のれん 20

第 I 期末 (t_1) の企業価値：商品 120 - 借入金 30 = 90

第 I 期首 (t_0) の企業価値：現金 100 - 借入金 30 = 70

90 - 70 = 20 (= 期待のれん)：企業価値差額としての利益

6) 企業価値差額としての損益計算の体系 X に関しては、厳密には、この購入時の期待のれん20は、維持すべき資本になると思われる。したがって、この商品が、現金130で売却された場合、企業価値差額としての損益計算 (経済的利益計算) の体系と、純財産差額としての損益計算 (投下資本回収計算としての会計利益計算) の体系とは、次のようになる。

企業価値差額としての損益計算 (経済的利益計算) の体系				純財産差額としての損益計算の体系 (投下資本回収計算としての会計利益計算)				
購入時：	商品	120,	現金	100	商品	120,	現金	100
			資本	20			未実現のれん	20
売却時：	現金	130,	商品	120	現金	130,	商品	120
			売却益	10			売却益	10
					未実現のれん	20	実現のれん利益	20
全体利益 10 = 売却益 10				全体利益 30 = 売却益 10 + 実現のれん利益 20				

期待主観のれん20は、企業価値差額としての損益計算 (経済的利益計算) の体系においては、資本になるのに対して、純財産差額としての損益計算 (投下資本回収計算としての会計的利益計算) の体系においては、利益になる。つまり、前者は、ある種の実体資本維持の体系であるのに対して、後者は、いわゆる名目資本維持の体系なので、その全体利益額は、購入時の主観のれんの額だけ、異なっているのである。

したがって、このままでは、両者を比較することはできない。ここでは、純財産差額としての損益計算 (投下資本回収計算としての会計的利益計算) の体系 Z における製品等 (事業資産) の評価額の性質を問題にしたいので、X における期待主観のれん20も、資本ではなく、未実現利益として取扱うことにする。

そのために、図表15における X には、企業価値差額たる経済的利益計算の論理 (商品の評価額が、取得

企業価値評価に関する損益計算を事前計算として行なうといっても、多様な形態があり得よう。上例は、その点、あまりに簡略化されているが、とにもかくにも、貸借対照表は企業価値を表現しているし、そして損益計算書にはその企業価値差額としての利益が計上されているとみてよいであろう。

Xの内容を、ここではひとまず、このような体系として理解しておこう。しかし、この図表15における期待のれんというのは、言うまでもなく、 t_1 時点での予測にしかすぎず、いわゆる未実現の利益に他ならない。したがって、事後計算においては、事前の期待が事後の事実によって確認されるまで、利益の計上を差し控えなければならないのである。その点を考慮した体系が、Yに他ならないが、次に、その具体的内容を考えてみよう。

なお、斎藤学説によれば、事業資産の場合には、事後の事実化というのは、販売によりキャッシュ（現金および現金等価物）が獲得されることのようなのである。

（iv）企業価値評価に基づく事後計算の体系（Y）

このYの体系は、あくまでXを前提にして、ただ事前の期待を事後の事実により確認する必要性に対応したものにはすぎない。しかし、問題は、単なる「事前の期待の、事後の事実による確認」といった記述のみでは、何が意味されているのかが判然としていないことである。こうした観念的記述だけでは、理論構築の指標にはなり得ない。そこで、ここでは、複式簿記という測定機構が現行会計実践において現実に利用されていることを念頭において、次の2点を意味するものとして理解しておこう。

まず第1は、事前計算が企業価値評価という視点に依拠しているいじょう、事後計算についても、企業価値評価という発想の延長線上で構成されなければならないという点である。もちろん、事前計算から事後計算への転換に伴って、種々の制約は受けるであろうが、しかし、あくまで、企業価値評価という発想が貫徹されていなければならないであろう。

そして第2は、複式簿記という測定機構が現行会計実践において利用されていることを念頭において具体的内容を上げるいじょう、「事前の期待の、事後の事実による確認」という記述における事前の期待の内容も、本来的には、勘定に記録されるべきであるという点である。

例えば実際原価計算を行なっている場合にも、複式簿記機構外で、何らかの見積もりによる予定数値を利用することもあり得よう。しかしながら、それらの予定数値が、何らかの形で勘定に表現されないかぎり、実際原価計算とよばれる。会計を測定にかかわる表現機構とみるかぎり、そのことは、当然のことなのである。したがって、予定原価計算あるいは標準原価計算と言われるためには、予定原価あるいは標準原価が正式に勘定上に反映され、そして、それと実際数値との差額もまた、組織的体系的に勘定上に反映されなければならない。つまり、予定原価あるいは標準原価と実際数値との対比が、何らかの形で勘定において表現されていなければならないのである。測定にかかわる表現機構とは、そういうものなのである。

▼ 原価ではなく、割引現在価値であることと、投下資本回収計算としての会計利益計算の論理（期待のれん20が、資本ではなく、未実現利益となっていること）とが、混在していることに留意されたい。

その逆の関係になるが、しかし趣旨としてはそれとまったく同じことが、予算を利用する場合にも言えよう。今日、財務諸表の公表を行なう企業において、年度予算（貸借対照表・損益計算書）を作成しないことなど、まず考えられないであろう。そして、その場合、期末において、あるいは期中においても随時、複式簿記機構外において、予算と複式簿記によって把握された実算との照合が行なわれ、それに基づいて企業の経済活動を制御しているわけである。しかし、その場合、そうした複式簿記システムは、「事前の予算を、事後的な実算によって確認する」会計システムとはみなされていない。なぜなら、その場合には、予算数値そのものが、複式簿記機構における勘定には組込まれておらず、予実の比較は、あくまで複式簿記機構外においていわば統計的に行なわれるからである。

(iv-1) 典型的類型 (Y₁)

以上の2点を念頭において、図表15の事例から出発しよう。事前計算においては、商品を購入した t_1 時点で、[(借) 商品120, (貸) 現金100, 期待のれん20]と仕訳されたのであった。しかし、その期待のれん20は、あくまで予測にすぎず、会計的には未実現利益にすぎないでしょう、事後計算では、とうてい損益計算書に計上することはできない。そうであれば、この期待が、事後の事実によって確認されるまでは、損益計上は、凍結されなければならない。この場合、事後の事実による確認とは、斎藤学説によれば、「事業資産への投資の意図がキャッシュの獲得にある」ということを根拠にして、販売によってキャッシュ（現金および現金等価物）の獲得を意味することになるようである。斎藤学説における「事前の期待の、事後の事実による確認」の意味を理解するためには、この論理に留意すべきであろう。

それはともかく、いずれにしても損益の計上は否定されなければならないので、その仕訳は、[(借) 商品120, (貸) 現金100, 未実現のれん20]となる。この仕訳によって、図表15の第I期末(t_1)の損益計算書(t_1)に計上された期待のれんは、「未実現のれん20」として、貸借対照表貸方に計上されることになる。そのことによって、貸借対照表においても、貸借対照表(t_1)における商品120に含まれる未実現利益20が中和化されるわけである。

そして第II期末(t_2)において、この商品が現金130で販売されたとしよう。この商品の企業価値は、 t_2 においては、126になっているはずであるから、 t_1 の商品120との差額6は、獲得された時間価値を意味している。それに対して、126と130との差額4は、 t_1 時点で期待されたキャッシュフローを超過するキャッシュフローであり、当初の期待を越えたいわば超過のれんを意味している。したがって商品販売時点における仕訳は、[(借) 現金130, (貸) 商品120, 実現時間価値6, 超過のれん4]となる。さらに、第I期末の貸借対照表(t_1)に計上した未実現期待のれん20も実現したのであるから、[(借) 未実現のれん20, (貸) 実現のれん20]という仕訳も必要

7) ただし、論理的には、まず商品が時間価値6だけ増値し、その後、その商品126と現金収入130との交換により実現超過のれんが算出されると考えるか、あるいは商品が時間価値6および超過のれん4の合計額10だけ増値し、その後、商品130と現金130との交換があったと考えなければならないであろう。したがって、正則的には、次のような仕訳になろう。 ↗

含まれる未実現利益を、事後計算の趣旨に適合させるために中和化する項目であるから、そこには、企業価値評価という発想が基本的には継承されているとみてよいであろう。したがって、第Ⅰ期末の貸借対照表 (t_1) における貸借差額70 ($= (120-20) - 30$) は、企業価値額そのものを意味するものではないが、事後計算のために調整された企業価値額とみることは、不可能ではないであろう。したがって、第Ⅱ期末の貸借対照表 (t_2) と第Ⅰ期末の貸借対照表 (t_1) とにおける貸借差額の対比により生じた差額30 ($= 100-70$) は、事後計算のために調整された企業価値額を2時点間につき比較した差額として、企業価値にかかわる損益計算の系譜として位置づけてもよいのではないだろうか。そうした意味において、「事前の期待の、事後の事実による確認」の第1の要件は、クリアーしていると言ってよいであろう。

そして第2の要件をクリアーしていることも明らかであろう。そこでは、商品に120という数値を割当てて、事前の期待を勘定上で表現しているし、その結果「未実現のれん」をひとつの独立の勘定項目として計上するとともに、実際のキャッシュフローとの差額を、超過のれんとして認識することが可能になったのである。したがって、正に、「事前の期待の、事後の事実による確認」が、測定機構として達成されたのである。

(iv-2) 派生的類型 (Y_2)

以上のように考えれば、Xを前提として、事前計算から事後計算へと変容した体系というのは、図表16にみられる Y_1 なのではないだろうか。逆に言えば、Zではないということである。

そのことは、 Y_1 から Z への移行をみれば、さらに明らかになるであろう。しかし、その点をより明確に理解するために、この Y_1 のヴァリエーションを考えておこう。いま、図表16の第Ⅰ期末の貸借対照表 (t_1) において、商品120と未実現のれん20とを相殺して、「商品100」を計上したとしよう。それに基づく体系を示せば、次のようになる。

<図表17>

[Y_1 の体系のバリエーション (Y_2)]

(第Ⅰ期末)				(第Ⅱ期末)			
貸借対照表 (t_1)				貸借対照表 (t_2)			
商 品	100	借入金	30	現 金	130	借入金	30
				損益計算書 (t_2)			
						実現利益	30
[商 品 100, 現 金 100]				[現 金 130, 商 品 100]			
						実現利益	30

第Ⅱ期末 (t_2) の調整された企業価値：現金 130 - 借入金 30 = 100

第Ⅰ期末 (t_1) の調整された企業価値：商品 (120 - 20) - 借入金 30 = 70

100 - 70 = 30：調整された企業価値差額としての利益

ここでは、未実現のれん20の独立性を放棄したわけである。そのため、期待と事実との照合が測定機構としては不可能になったので、実現のれん・実現時間価値・超過のれんの分別は不可能になってしまった。つまり、「事前の期待の、事後の事実による確認」の第2の要件は、充たせなくなってしまった。したがって、単なる事後計算の体系にしかすぎなくなってしまった。しかし、図表16における商品120と未実現のれん20とを相殺しただけであるから、第1の要件は、依然として充足しているとみてよい。したがって、この体系は、Yに属しているとみることも、不可能ではない。このように考えれば、企業価値評価に関する事後計算の体系Yには、図表16のY₁と図表17のY₂というふたつの形態が想定し得ることになる。

ただし、ここで留意すべきは、Y₂において商品に割当てられた数値の性質である。商品を購入したときの仕訳は、「商品100、現金100」となるので、伝統的な通念に囚われれば、この商品100は、取得原価のように思われるであろうが、純理論的には、そうではない。なぜなら、Y₂の貸借対照表(t₁)における商品の測定値は、Y₁の[(借方)商品120、(貸方)現金100、未実現のれん20]という仕訳における商品120から未実現のれん20を差引いた数値だからである。この仕訳における商品120というのは、言うまでもなく、期待された将来収入額の割引現在価値である。そこから、この企業にとってののれん額20を差引いた額は、市場平均の期待を表現する、購入時点の売却時価と理解すべきなのではないだろうか。したがって、この商品100は、商品120の収入額系統という性質を継承しており、収入額系統に属しているとみるべきであろう。このように、商品に割当てられた数値100を購入時の売却時価と理解するなら、貸借対照表にしても、企業価値額そのものを表示するものではないにしても、Y₁(図表16)と同じ意味において、事後計算のために調整された企業価値額を意味しているとみることも不可能ではないし、損益計算にしても、調整された企業価値差額としての利益を算出していると言えないことのないのである。

(v) 投下資本回収計算としての事後計算の体系(Z)

企業価値評価という発想に基づくかぎり、その事後計算は、図表16のY₁あるいは図表17のY₂のような体系にならざるを得ないと筆者は考えている。それに対して、会計的損益計算の体系であるZは、この商品に割当てられた100を、文字通り取得原価とみるのであるが、それを図示すれば、図表18のようになる。これを、図表17のY₂と対比すれば、その特質が明らかになろう。

この商品100を取得原価とみるかぎり、第I期末における貸借対照表(t₁)での貸借差額は、いかなる意味においても、企業価値を表現するものとは言えなくなる。何らかの意味での純財産額にしかすぎない。したがって、その損益計算にしても、何らかの純財産差額としての利益ではあり得ても、とうてい企業価値差額としての利益とは言えないはずである。つまり、このZは、外観的には、Y₂とまったく同一であっても、企業価値評価という視点とはまったく素性を異にしているのである。

以上のように考えれば、図表14におけるYは、存在するとみてよいであろう。こうした図表14を想定するかぎり、次の2点が指摘できよう。まず第1は、企業価値評価という視点を貫徹す

<図表18>

[会計的損益計算の体系 (Z)]

(第 I 期末)			(第 II 期末)				
貸借対照表 (t ₁)			貸借対照表 (t ₂)				
商 品	100	借入金	30	現 金	130	借入金	30
	↑						
	取得原価						
				損益計算書 (t ₂)			
						実現利益	30
[商 品 100 (取得原価), 現金 100]				[現 金 130, 商 品 100]			
						実現利益	30

現金 130 - 借入金 30 = 100 : 第 II 期末 (t₂) の何らかの純財産額商品 100 (取得原価) - 借入金 30 = 70 : 第 I 期末 (t₁) の何らかの純財産額

100 - 70 = 30 : 何らかの純財産差額としての利益

るならば、事業資産は、取得原価評価とはならないということである。Y₁またはY₂のように、購入時点の（主観のれんを含む）割引現在価値あるいは（市場平均の期待収入額を意味するものとしての）売却時価で評価されなければならないのである。そして第2は、それと表裏の関係において、企業価値評価に基づく事前計算の体系Xと会計的損益計算の体系Zとには、その計算目的に断絶（企業価値差額としての損益計算と、純財産差額としての損益計算（会計的損益計算）との断絶）があるということである。そのように断絶があるとすれば、斎藤学説において、企業価値という視点をもはや喪失してしまっているZに、企業価値という視点に依拠した事業資産・金融資産分類あるいはそれに基づく評価規約を持込んでしまってもよいのであろうか。そのことの理論的是非が、改めて問われなければならない。結論的には、Zが企業価値評価の視点とは異なる系譜に属しているいじょう、持込むことは、理論的には、不可能だったのではないだろうか。Zに関しては、企業価値の観点とはまったく別に、投下資本回収計算という会計的損益計算の視点から、新たな資産分類や評価原則等が構想されるべきであったのではないかと思われるのである。

そうであれば、そもそも、斎藤学説が企業価値評価という視点を持出したことの意義は、一体何だったのであろうか。さらには、斎藤学説が企業価値の視点から（つまり主観のれんの有無というメルクマールにより）事業資産と金融資産とを分別したことの意義、ひいてはそれを会計に持込んだことの意義は、一体何だったのか、ということが改めて問われなければならないであろう。

(vi) 小括

今日の会計実践においては、言うまでもなく複式簿記機構が利用されており、したがって、財務諸表にしても、期中の記録から誘導的に作成されている。つまり、あくまでいわゆる誘導法による財務諸表の作成が前提とされており、期末において、期中記録とは独立に、財務諸表がいわ

ば突然作成されるわけのものではない。そこでは、期中の記録の結果として財務諸表数値が誘導的に導出されるいじょう、この期中の処理過程を探ることこそが、きわめて重要なのである。以上では、そのことを念頭において検討してきたのであるが、重要なことなので、繰返しになるが、念のため、記述的に確認しておこう。

いま1年後に105のキャッシュフローが期待できる商品を現金90で購入したとする（つまり時価は90）。資本コストを5%とすれば、この将来キャッシュフロー105の割引現在価値は100であるから、主観のれん額は10になる。つまり、[当該企業固有の（割引かれた）将来期待収入額100＝市場平均の期待収入額（売却時価額）90＋当該企業固有の主観のれん額（超過期待収入額）10]という関係が成立する。

そこで、この購入時の仕訳を考えてみよう。事前計算においては、[(借方)商品100, (貸方)現金90, 主観のれん10]となるが、この場合、主観のれん10は、損益計算の要素とみなされ、損益計算書に計上されることになる。しかし、事後計算の場合には、この主観のれん10は、言うまでもなく、購入時点では未実現である。したがって、その仕訳は、[(借方)商品100, (貸方)現金90, 未実現主観のれん10]となるが、この未実現主観のれん10は、当然、損益計算書に計上することはできず、貸借対照表に計上せざるを得ない。したがって、もし商品から直接差引いてしまえば、仕訳は、[(借方)商品90, (貸方)現金90]となる。この仕訳における商品90は、形式的には、現金90が割当てられた取得原価とも解釈できるが、しかし、上記のように事前計算における企業価値評価の発想を継承したものとみるかぎり、購入時における市場平均の期待収入額（売却時価額）90と理解されなければならない。すなわち、上記の関係式[当該企業固有の（割引かれた）将来期待収入額100＝市場平均の期待収入額（売却時価額）90＋当該企業固有の主観のれん額（超過期待収入額）10]における右辺第2項を移項すれば、[当該企業固有の（割引かれた）将来期待収入額100－主観のれん額（当該企業固有の超過期待収入額）10＝市場平均の期待収入額（取得時の売却時価額）90]となるが、この式からすれば、そのように理解せざるを得ないように筆者には思われる。

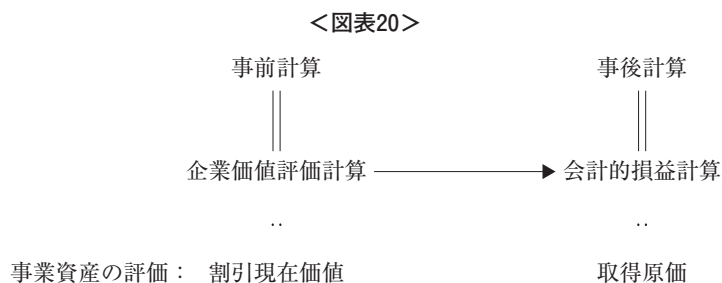
かくして、商品に割当てられた数値90は、斎藤学説のそもそもの発想からすれば、けっして支出額（購入時価）系統の数値ではなく、収入額（売却時価）系統の数値と理解されなければならない。量的には同じであるとしても、その本質は、根本的に異なったものと理解しなければならないのではないだろうか。企業価値評価という事前計算の発想に則り、資産をキャッシュインフローとして定義するかぎり、事業資産の取得原価（キャッシュアウトフロー）が論理的に導出できるとは筆者にはとうてい思われぬ。数値的には同一であるとしても、あくまでも、購入時点の売却時価（キャッシュインフロー）でなければならないのである。そのことは、上記のように、期中処理をも視野に入れて論ずるかぎり、ごく当然のことなのである。

最後に、これまでも、折にふれ繰返し述べたことではあるが、斎藤学説にこうした理論的破綻が生じた原因にふれておきたい。以上のような検討によれば、斎藤学説においては、事前計算における企業価値差額としての損益計算と事後計算における会計的損益計算との関係づけという

事前計算における企業価値差額としての損益計算という視点からすると、事業資産は、割引現在価値（＝売却時価＋主観のれん）によって評価されなければならない。しかし、それを事後計算化するということは、差し当たり、企業価値差額としての損益計算を所与の前提として、その事後計算化ということに他ならない。そして、そのことは、主観のれんを未実現損益として損益から排除することによって達成される。したがって、事後計算における企業価値差額としての損益計算の視点からは、取得時の売却時価（＝割引現在価値－主観のれん）という評価が導出される。そのうえで、その事後計算という枠組のもとにおいて、企業価値差額としての損益計算から会計的損益計算への転換を図らなければならない。その結果として、取得原価評価が導出されるのである。このように、事業資産につき、割引現在価値評価から、取得原価評価を導出するためには、（企業価値差額としての損益計算という枠組のもとの）事前計算から事後計算への転換、および（事後計算という枠組のもとの）企業価値差額としての損益計算から会計的損益計算への転換というふたつのプロセスが不可欠なのである。

しかるに、斎藤学説においては、前者の事前計算から事後計算への転換という問題意識は少なく、後者の企業価値差額としての損益計算から会計的損益計算への転換という問題意識は、稀薄だったと言ってよいであろう。したがって、（事後計算における企業価値差額としての損益計算という視点のもとの）取得時の売却時価評価と、（事後計算における会計的損益計算という視点のもとの）取得原価との断絶については、まったく認識できなかったのである。

その結果、あえて推察すれば、事後計算と企業価値差額としての損益計算という組合せなどは当初から否定し、事前計算から事後計算への転換をもって、企業価値に基づく損益計算から会計的損益計算への転換が達成された、と斎藤学説は独断的にみなしていたのかもしれない。それを示せば、次のようになる。



斎藤学説が、もし上の図表のような関係を想定しているとするれば、あまりに短絡的かつ独断的すぎる。

以上のように考えれば、計算目的の転換という問題意識をもつことの重要性が理解できよう。その問題意識の欠如のために、斎藤学説では、事業資産・金融資産分類から論理的に演繹できる事業資産の評価規約の実相（取得原価ではなく、「取得時の売却時価」であるという実相）が、見えなくなってしまったのである。

参考文献

- 大日方 [1996] : 大日方隆稿「金融商品の評価と開示 (その1)」『企業会計』第48巻第11号
- 笠井 [2000] : 笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会
- 笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010a] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010b] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013] : 笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2018a] : 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説 (1)——」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井 [2018b] : 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説 (3)——」『三田商学研究』第62巻第1号
- 斎藤 [1995a] : 斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479
- 斎藤 [1995b] : 斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法——会計における配分と評価——」『企業会計』第47巻第6号
- 斎藤 [1999] : 斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 斎藤 [2002] : 斎藤静樹稿「終章 総括と補足」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社)
- 辻山 [2002] : 辻山栄子稿「IX-1 章 利益の概念と情報価値 (1)」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社)
- ビーバー [1986] : W. H. ビーバー著/伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房
- 山榊 [1967] : 山榊忠恕著『近代会計理論』国元書房
- 米山 [2003] : 米山正樹著『減損会計——配分と評価—— (増補版)』森山書店